

(別紙1)

入札参加条件

- 1) 建設業法第28条に定める指示、または営業停止を受けていないこと。
- 2) 直前10年間に、児童福祉施設または、教育施設の建築一式工事を元受けとして施工実績があること。
- 3) 入札公表の日から入札日までの間に、君津市において指名停止の措置を受けていないものであること。
- 4) 君津市建設工事等人札参加適格者名簿に登載されている者のうち、種別「建築一式工事」で、格付け「A」ランクの認定を受けており、次のいずれかに該当するもの
 - ① 君津市内に本店又は支店、営業所があるもの
 - ② 総合評価点が、1,000点以上あるもの
- 5) 工事期間中は、現場及び周辺の安全管理及び清掃等を確実におこない、工事関係者と地域住民が良好な関係を保つよう関係者への教育及び周知を徹底し、円滑な工事の進捗管理をおこなうこと。
- 6) 工事をおこなうに当たっては、法令及び法規等を遵守し、施主及び設計監理者、関係機関と連携を密にしながら円滑な工事進捗に努めること。
- 7) 工期を厳守し、令和2年4月1日開園が遅延しないよう施工及び管理を行うこと。好機を遵守した中で、工事時間について、近隣に最大限配慮した時間帯とすること。
- 8) 君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(最新版)による措置または排除ならびに解除等を受けた実績がないこと。

備考. 選定の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものは選定しない。

(1) 不誠実な行為があるもの

- ア. 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領(最新版)に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者
- イ. 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者
- ウ. 君津市発注の工事請負契約につき、関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者
- エ. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- オ. 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- カ. 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(4) 前各号のほか、1の各号を調査した結果、選定することが不適切と認められる者

(5) 過去または現在の施工実績及び経過において、君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(最新版)に抵触する行為があった者

その他

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づき、特定関係にある会社同士の入札参加は認めない。また、当該入札に付する工事の発注者及び設計者と、同基準に基づく特定関係にある会社の入札参加は認めない。